

(別紙)

1 平時における協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等報告（平時報告）の実施期間について

(1) 今年度の平時報告実施期間については、以下のとおりといたします。

開始：令和6年12月9日（月）

終了：令和7年1月10日（金）

(2) G-MIS の報告画面は現在改修中であり、令和6年12月6日（金）9時より、感染症法に基づく医療措置協定に係る報告の機能が追加されます。

各協定締結医療機関におかれましては、同機能のリリース後、G-MIS へのログイン等操作を実施いただき、後述6の操作マニュアルをご参照の上、画面をご確認ください。

なお、同機能の追加作業実施に伴い、令和6年12月5日（木）午前6時から令和6年12月6日（金）午前9時は既存の一部機能が一時的に非表示となるため、ご利用できません。

【参考】改修後の G-MIS ログイン後画面（例：病院ユーザの場合）

①「感染症関連調査」のボタンをクリック



②「年次調査 医療措置協定締結医療機関運営状況調査」のボタンをクリック



③回答対象のタイトルをクリックし、令和7年1月10日（金）までに報告

(別紙)

報告を行っていない場合は、「回答ステータス」が「未回答」と表示されます。

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

ホーム 調査 ▼ お知らせ お問い合わせ FAQ レポート ▼ 医療機関マスタ

協定締結医療機関運営状況調査(病床確保/発熱外来/後方支援)

タイトル	回答ステータス	医療機関名	医療機関コード
2024年度_ 病院_年次調査			

協定締結医療機関運営状況調査(自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄)

タイトル	回答ステータス	医療機関名	医療機関コード
2024年度_ 病院_年次調査			

すべて表示

【注意】回答対象について

年次調査は、協定の締結内容に応じて以下の2種類に分かれています。

- ・協定締結医療機関運営状況調査（病床確保/発熱外来/後方支援）
- ・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

病院・診療所においては両方ご回答ください。

- ・協定締結医療機関運営状況調査（病床確保/発熱外来/後方支援）
- ・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

薬局・訪問看護事業所においてはこちらをご回答ください。

- ・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

2 今年度の報告対象医療機関及び報告の時点等について

- (1) 都道府県と協定を令和6年10月1日（火）までに締結した医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）を対象に、令和6年12月15日（日）時点の協定の措置に係る運営の状況等をG-MISにて報告いただくこととします。

※都道府県と医療措置協定を締結しているにもかかわらず、報告画面が表示されない場合は以下の「7 照会先」より、G-MISの「お問合せ」機能をご利用いただくか、厚生労働省 G-MIS 事務局にご連絡ください。

(2) 報告の根拠

感染症法第36条の5により、協定締結医療機関から都道府県への協定の実施状況等の報告について、以下のとおり規定されています。

- ・協定締結医療機関は、都道府県から協定の実施状況等の報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならない。（第3項）
- ・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行わなければならない。（第5項）
- ・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）以外の協定締結医療機関は、

(別紙)

電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行うよう努めなければならない。（第6項）

※ 報告義務違反に対する罰則は規定されていない。

- (3) 報告いただく項目には、医療措置協定の内容も含まれていますが、G-MIS での報告だけでは医療措置協定の内容は変更されません。協定締結医療機関が医療措置協定の内容を変更したい場合は、必ず都道府県と協議を行うようにしてください。

また、報告いただく項目について、協定を締結していない項目については必ずしも回答する必要はありませんが、都道府県から回答様式等の指示が別途ある場合はそちらに従ってください。

- (4) 第一種協定指定医療機関以外の医療機関において、G-MIS による報告が困難である場合は、各都道府県の指示に応じて報告を行ってください。

3 報告実施のお知らせについて

- (1) G-MIS に登録されている各協定締結医療機関に対し、G-MIS 事務局より、以下の日程・件名でメール依頼を予定しています。

① 日程：令和6年12月9日（月）

② 件名：【依頼 12/9】感染症法に基づく医療措置協定の平時報告について

※なお、新興感染症の発生・まん延等には別途、有事報告に関するメール依頼を行う予定です。

有事報告は、日次調査（毎日実施。病院及び診療所のみ対象）と週次調査（週1回実施）の2種類に報告内容が分かれています。新興感染症の発生・まん延等に有事報告の依頼があった場合は、報告漏れの無いようお願いいたします。

4 報告実施のリマインド及び報告期間終了のお知らせについて

- (1) G-MIS に登録いただいている各協定締結医療機関に対し、G-MIS 事務局より、以下の件名でリマインドメールの送信を予定しています。

○件名

【リマインド：依頼 12/9】感染症法に基づく医療措置協定の平時報告について

- (2) G-MIS に登録いただいている各協定締結医療機関に対し、報告期間終了後、G-MIS 事務局より、以下の件名で報告期間終了のメール送信を予定しています。

○件名

令和6年度改正感染症法施行（医療措置協定締結内容等）に係る平時報告の報告期間終了について

5 今後の新型コロナ調査及び地域病床見える化機能について

(別紙)

- (1) 今回の改修作業に伴い、令和6年12月6日(金)より、新型コロナに対する従来の日次調査・週次調査については非表示となります。同日より協定締結医療機関に対し日次・週次調査(新興感染症)が新たに表示されますが、従来の新型コロナの日次調査・週次調査と同等の項目も調査項目に含まれておりますので、都道府県において引き続き新型コロナの調査を継続する場合は、日次・週次調査(新興感染症)も活用できます。
- (2) 地域病床見える化機能について、これまで日次調査(新型コロナ)の回答内容が反映されておりましたが、今回の改修に伴い、日次調査(新興感染症)の回答内容が反映されます。



6 FAQ、操作マニュアル、入力要領の掲載について

現時点で、以下のとおり厚生労働省ホームページへの掲載を予定しています。

※G-MISの改修状況によって、前後する場合がございます。

・FAQ掲載

令和6年12月6日(金)

・操作マニュアル掲載

令和6年12月6日(金)

・入力要領掲載

令和6年12月6日(金)

【掲載先】協定締結医療機関における医療措置協定の運営・実施状況等の報告について

https://www.mhlw.go.jp/stf/0000089060_00003.html

※G-MISログイン後のトップページ(<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>)からも参照可能です。

7 照会先

報告画面のリリース後、上記FAQ等をお読みいただいた上で、ご不明な点等ございましたらG-MISの「お問合せ」機能をご利用いただくか、以下の照会先へご照会いただきますようお願いいたします。

(別紙)

・G-MIS 「お問合せ」機能について

「お問合せ」機能では、G-MIS 事務局にシステム操作方法等の質問を行うことができます。操作手順は以下のとおりです。(過去のお問合せの確認方法等については、操作マニュアルをご参照ください)

①ホーム画面から「新規お問合せ」ボタンをクリックすると、入力画面が表示されます。

The screenshot shows the G-MIS home page. At the top, there is a navigation bar with links: ホーム (Home), 調査 (Survey), お知らせ (Notice), お問合せ (Inquiry), FAQ, レポート (Report), and 医療機関マスタ (Medical Institution Master). Below the navigation bar is a search bar with the placeholder text "検索キーワードを入力してください" (Please enter the search keyword). A message in the center states: "G-MISの担当者に変更がある場合には、『ユーザ基礎情報登録』から担当者の引き継ぎを行っていただきますようお願いいたします。" (If there is a change of staff in G-MIS, please request to take over the staff from 'User Basic Information Registration').

On the left, there is a section titled "最新のお知らせ" (Latest Notice) with a table showing a notice about the change of staff. Below this is a section titled "※初回ログイン時は担当者名とメールアドレスの登録内容をご確認ください" (Please confirm the registration content of the staff name and email address when logging in for the first time). In the center, there is a large orange button labeled "ユーザ 基礎情報登録" (User Basic Information Registration).

Below the orange button are six colored boxes representing different functions: "感染症 関連調査" (Infectious Disease Related Survey), "後方支援 医療機関 についての調査" (Survey about Back Support Medical Institutions), "病床 機能報告" (Bed Function Report), "外来 機能報告" (Outpatient Function Report), "特例水準申請 (医師時短計画)" (Special Standard Application (Physician Shortage Plan)), and "各種 調査・報告" (Various Surveys and Reports).

On the right, there is a section titled "医療機関用マニュアル" (Manual for Medical Institutions) with links to various manuals. Below this is a section titled "入力資格" (Input Qualification) with links to input qualification manuals. At the bottom right, there is a table titled "未回答(全期間) 日次調査(新型コロナウイルス)" (Unanswered (All Period) Daily Survey (New Coronavirus)).

The "新規お問合せ" (New Inquiry) button is highlighted with a red box and a red circle with the number 1, indicating the first step in the process.

②「件名」、「内容」などを入力し、「登録」ボタンをクリックします。

(別紙)

厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム

ホーム その他 ▾

検索キーワードを入力してください

② 新規お問合せ

*件名

内容

担当者名 (入力)

病院A-1担当者1

連絡先 (入力)

ファイル添付

登録

もしかして?

FAXが届いているかわからないので、もう一度FAXしていいか
2020/11/30

PWの変更方法を教えてください
2020/12/25

日次・逐次調査シートの記入方法を教えてください
2020/12/01

スマートフォンからでもアクセスはできますか
2020/11/26

ログインID/PWを紛失したので書面で送ってほしい
2020/12/01

入力ができない。制限は設けているのか
2020/11/30

WEBフォームのトップページ (ログイン画面) が開けない
2020/12/01

医療機関窓口調査シートは必ず提出or入力が必要なのか
2020/12/01

いつまで出せば大丈夫なのか教えてください
2020/11/26

書き損じたので、新しいシートをFAXでおくってほしい
2020/12/01

・ G-MIS の操作に関するお問い合わせ

厚生労働省 G-MIS 事務局

メールアドレス: helpdesk@gmis.mhlw.go.jp (対応時間: 平日 9 時～17 時、土日祝日、
年末年始を除く)

・ 本事務連絡に関するお問い合わせ

厚生労働省医政局地域医療計画課 新興感染症担当 (G-MIS 専用)

メールアドレス: shinkou-kansen-gmis@mhlw.go.jp

お問い合わせの際は、都道府県名、医療機関名を (可能であれば所在地、ご担当者名も) 明記の上、上記アドレスまで送信いただくようお願いいたします。順次回答いたしますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※個別の協定締結内容の変更等については、管轄の各都道府県へお問い合わせください。